

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年7月3日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
指摘事項 指導注意事項	<p>旅費の支給について 旅費について、架空請求による不正支出があつた。 (琴平高等学校)</p> <p>ア 収入事務について 収入について、現金受払簿には記載していたが、現金領収書を発行していないものがあつた。 (坂出工業高等学校)</p> <p>イ 使用料の徴収について (ア) 行政財産の占用許可等に係る使用料の調定について、半年以上遅延したうえ、起案年月日を年度当初にしているものがあつた。 また、調定伺書の納入通知書発行年月日等を記載していないものがあつた。 (保健体育課)</p> <p>(イ) 行政財産の使用許可に係る使用料について、徴収した金額に一部誤りがあつたので、正当額との差額分を返納する必要がある。 (高松桜井高等学校)</p> <p>ウ 旅費の支給について (ア) 県内旅費について、支給漏れがあつたので、追給する必要がある。 (西部教育</p> <p>再発防止のため「公金の適正な執行について」及び「旅費の事務処理におけるチェックの強化について」を各県立学校に通知するとともに、関係者の処分を行つた。 また、旅費及びそれに係る遅延損害金を弁済させた。</p> <p>直ちに領収書を発行した。</p> <p>直ちに該当箇所の修正をし、今後は速やかに調定を行う。</p> <p>直ちに減額調定し、正当額との差額を返納した。</p> <p>新旅費システムでの入力を行い、旅費の支給手続を行つた。</p>

<p>事務所</p> <p>(イ) 県外出張旅費について、公費（県費）で支弁すべきものを私費（P T A会費等）で立替払していた。（善通寺西高等学校）</p> <p>工 超過勤務手当の支給について</p> <p>土・日曜日における勤務について、出張命令は出ていたが超過勤務命令が出されず、振替手続も行われていないものがあったので、追給する必要がある。（保健体育課）</p> <p>才 特殊勤務手当の支給について</p> <p>対外運動競技指導業務に係る特殊勤務手当について、支給漏れがあったので、追給する必要がある。（三木高等学校）</p> <p>力 住居手当の支給について</p> <p>住居手当について、支給額の算定に誤りがあったので、返納させる必要がある。（飯山高等学校）</p> <p>キ 貸付金について</p> <p>修学資金の貸付について、募集締切日から遅滞なく決定すべきであるにもかかわらず、4ヶ月以上の期間を要しているものがあった。（高校教育課）</p> <p>ク 補助事業について</p> <p>補助事業について、前期事業に係る補助金額の確定に伴う減額変更伺及び後期事業に係る交付決定の日付けを遡って処理しているものがあった。（保健体育課）</p> <p>ケ 契約について</p> <p>(ア) 委託業務について、契約に基づく事業計画及び予算書類が提出されていないもの並びに契約書に添付すべき事業計画書のないものがあった。（保健体育課）</p> <p>(イ) 委託業務について、契約では受託者は事業実績報告書を提出し、県の承認を受けることとされているにもかかわらず、これらの手続を行っていないものがあった。（高校教育課）</p> <p>(ウ) 委託業務について、契約では再委託を</p>	<p>今後は、立替払を行わないよう改めた。</p> <p>超過勤務命令を出し、超過勤務手当を追給した。</p> <p>直ちに追給を行った。</p> <p>直ちに正当額との差額を返納させた。</p> <p>平成20年度貸付から募集締め切り後、遅滞なく決定を行っている。</p> <p>補助団体に速やかな書類提出を指導するとともに、遡及処理は行わないようとする。</p> <p>事業計画及び予算書類が提出されていないものについては、委託業者に当該書類を提出させ、添付するとともに、契約書に添付すべき事業計画書がなかったものは、同計画書を添付した。 直ちに実績報告書を提出させ、承認した。</p> <p>県が承認した場合は再委託で</p>
---	--

検討指示事項	<p>禁止しているにもかかわらず、再委託をしているものがあった。（高松商業高等学校・屋島少年自然の家）</p> <p>(工) 委託業務について、予定価格調書を作成せずに相見積りによる随意契約を行っているものがあった。（善通寺第一高等学校）</p> <p>(才) 委託業務について、仕様書に従った点検業務が行われていないものがあった。 （善通寺西高等学校）</p> <p>(力) 借入に係る仮設公舎について、賃貸借契約に基づく引渡しを受ける際の検査を怠っていた。（高校教育課）</p> <p>(キ) 工事に係る契約の履行の確認について、監督員の業務を行っていた職員が検査員となっているものがあった。（保健体育課）</p> <p>(コ) 借入物品について 　　借入物品について、借入品出納保管簿に登記していないものがあった。（高校教育課・坂出工業高等学校）</p>	きるよう改めた。
	<p>(エ) 借入に係る仮設公舎について、賃貸借契約に基づく引渡しを受ける際の検査を怠っていた。（高校教育課）</p>	今後は、予定価格調書を作成する。
	<p>(オ) 委託業務について、仕様書に従った点検業務が行われていないものがあった。 （善通寺西高等学校）</p>	今後は、仕様書に基づいた点検を行わせる。
	<p>(カ) 借入に係る仮設公舎について、賃貸借契約に基づく引渡しを受ける際の検査を怠っていた。（高校教育課）</p>	今後は、適正に検査を行う。
	<p>(キ) 工事に係る契約の履行の確認について、監督員の業務を行っていた職員が検査員となっているものがあった。（保健体育課）</p>	今後は監督業務に携わらない職員を検査員に選任する。
	<p>(コ) 借入物品について 　　借入物品について、借入品出納保管簿に登記していないものがあった。（高校教育課・坂出工業高等学校）</p>	直ちに借入品出納保管簿への登記を行った。
	<p>ア 授業料収入について 　　高等学校の授業料減免に係る始期について、学校によって取扱いに差異が生じているので、統一的な取扱いをする必要がある。 （高校教育課）</p>	統一的な取扱いを通知した。
	<p>イ 支出について 　　旅費、需用費等に係る公費（県費）と私費（PTA会費等）との支出基準について、マニュアル化等により明確にする必要がある。 （高校教育課）</p>	平成21年度秋を目途に公費と私費の支出基準を作成する。
	<p>ウ 委託契約について 　　埋蔵文化財整理業務に係る分析等の委託事務について、完了検査の実施が客観的に明確になるよう検討する必要がある。（埋蔵文化財センター）</p>	平成21年1月以降に完了した委託事務から、「検査調書」と検査項目を記載した「完了検査票」を添付することとした。
	<p>エ 備品の管理について 　　備品について、高等学校の一部において備品を公有財産の付属品として取り扱ってきたため、備品一覧表の記載に不備が生じ</p>	各高等学校に対し、現品確認と台帳の整理を8月末までに行うよう通知した。

ている可能性があり、各高等学校に対して適切な調査指導を行う必要がある。（高校教育課）

オ 図書の管理について

貸出図書について、返却期限を過ぎているにもかかわらず返却されないものが多数見受けられた。現在、一定の基準により督促を実施しているが、さらに効果的な督促方法を検討する必要がある。（図書館）

- ・ 貸出停止になるまでの期間を3ヶ月から2ヶ月に短縮することを検討する。
- ・ 効果的な督促方法について検討する。